

事務事業名	7127 開発指導事業													
担当組織	都市整備部						まちづくり推進課				担当	開発指導担当		
組織コード	H30	20	03	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	H30	01	08	04	01	06	01	記入日	平成30年06月06日
	H29	20	03	00		H29	01	08	04	01	06	01		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ												実施計画候補	
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち										○ 対象	
分野	05	住宅										● 対象外	
施策	57	良好な住環境の形成											
事業期間	昭和49年度～												
根拠法令 通達等	戸田市宅地開発事業等指導条例、旅館業法・埼玉県旅館業法施行条例・戸田市旅館等指導要綱、戸田市優良宅地認定規則・戸田市優良住宅認定規則（租税特別措置法）						関連計画 施政方針						
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの												
対象	事業区域周辺の市民・利害関係者												
事業目的	宅地開発事業等に関する手続及び基準を定めることにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする。 地域の善良の風俗および健全な生活環境の保持を目的とする。 優良な宅地および住宅の供給の促進と有効な土地利用の確保を目的とする。												
事業内容	事業者の窓口相談をはじめとして、指導条例に基づく事前協議や関係各課の指導を行う。 ラブホテルと認識されるような建設に対して規制や排除を県と一体となって行う。 申請者からの優良宅地・住宅認定制度についての事前相談および認定審査を行う。												
実施主体	■ 市による単独直営 □ 委託 (□ 3セク・財団 □ 企業 □ 市民・NPO) □ 協働・協力 ()												

2. 実施結果

事業内容	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
	執行額(千円)	予算額(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)
事業内容	開発指導事業 旅館等指導要綱事務 優良宅地・住	開発指導事業 旅館等指導要綱事務 優良宅地・住	開発指導事業 旅館等指導要綱事務 優良宅地・住	開発指導事業 旅館等指導要綱事務 優良宅地・住	開発指導事業 旅館等指導要綱事務 優良宅地・住
事業費	578	726	726	726	726
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0
	起債	0	0	0	0
	その他	578	726	726	726
	一般財源	0	0	0	0
人件費	6,138.33	6,897	6,897	6,897	6,897
投入人員	常勤職員	0.89人	1人	1人	1人
	非常勤職員	0.05人	0.1人	0.1人	0.1人
事業費+人件費	6,716	7,623	7,623	7,623	7,623

目標達成状況	指標名	単位	説明・算定式	H28目標	H29目標	H30目標
				H28実績	H29実績	H30実績
活動	① 事前相談件数	件		60	80	90
	② 事前協議申請件数	件		113	101	—
成果	① 事前協議適合面積	m ²	良好な都市環境に整備された面積	30,000	50,000	70,000
	② 指導条例適合率	%		70,876	119,600	—
				100	100	100
				100	100	—

目標達成状況の分析

B：活動・成果のいずれかを達成した。

<判断理由>
事前相談件数が減少したことに伴い、事前協議申請件数も減少したため目標値に及ばなかった。協議の際に宅地開発事業等指導条例に関する基準を順守するよう助言、指導しており条例適合率は目標値に達成した。

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	27年度	28年度	29年度	B：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>宅地開発事業等指導条例に基づき、開発事業等を行う事業者に対し、各種協議を義務付けることにより必要な施設等の確保を求めており、施策の目標達成に貢献しているといえる。</p>
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	27年度	28年度	29年度	A：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	<p><判断理由></p> <p>主たる経費は人件費である。事業者等への周知をするための冊子を活用し、必要最低限の経費で事務事業を進めており、適正といえる。</p>
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	A	B	<p><判断理由></p> <p>良好な住環境の形成のため、宅地開発事業等指導条例に基づき事業者に対し各種協議を義務付け、基準を守るよう助言、指導しており事業手法は適正といえる。</p>
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	27年度	28年度	29年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>宅地開発事業等指導条例に基づき各種協議を義務付け、開発規模に応じた必要となる公共施設について、事業者が確保するよう求めており適正といえる。</p>

4. 平成29年度中に実施した見直し内容

見直し内容	なし
見直しの効果	

5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 平成31年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了 <input type="radio"/> 平成29年度で終了
	<p><判断理由></p> <p>良好な都市環境の形成を図るため、宅地開発事業等指導条例を運用し事業を進めていく。</p>
今後の取組方針	今後運用を進めて行く中で、関連法令等の状況を踏まえ、条例等の改正について検討を進めて行く。

事務事業名	21202 中高層建築物紛争条例事業														
担当組織	都市整備部				まちづくり推進課				担当	開発指導担当					
組織コード	H30	20	03	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	H30	01	08	04	01	06	02	記入日	平成30年06月06日	
	H29	20	03	00		H29	01	08	04	01	06	02			

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ		実施計画候補
基本目標	05 快適で過ごしやすいまち	○ 対象 ● 対象外
分野	05 住宅	
施策	57 良好な住環境の形成	
事業期間	平成17年度～	
根拠法令 通達等	戸田市中高層建築物等の建築に係る紛争の防止と調整に関する条例	関連計画 施政方針
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの	
対象	事業区域周辺の住民・利害関係者	
事業目的	中高層建築物等の建築に際し、市及び建築主等の責務、建築計画の周知手続及び紛争の調整に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係の形成および保持に資することを目的とする。	
事業内容	中高層建築物等に求められる周辺への配慮や、建築計画の事前公開、事前説明を建築主に義務付けるとともに、やむを得ず生じる建築紛争に対し建築紛争調整委員会により調整を図る。	
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()	

2. 実施結果

事業内容	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度		
	執行額(千円)	予算額(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)		
中高層建築物紛争条例事務							
事業費	439	626	626	626	626		
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0		
	県支出金	0	0	0	0		
	起債	0	0	0	0		
	その他	0	626	626	626	626	
	一般財源	439	0	0	0	0	
人件費	3,793.35	5,724.51	5,724.51	5,724.51	5,724.51		
投入人員	常勤職員	0.55人	0.83人	0.83人	0.83人		
	非常勤職員	0.05人	0.05人	0.05人	0.05人		
事業費+人件費	4,232	6,351	6,351	6,351	6,351		
目標達成状況	指標名		単位	説明・算定式	H28目標 H28実績	H29目標 H29実績	H30目標 H30実績
	活動①	近隣説明報告書提出件数	件		10 18	15 26	15 -
	活動②	審査終了通知件数	件		10 18	15 24	15 -
	成果①	審査終了率	%	審査終了件数/近隣報告書件数	100 100	100 92	100 -
	成果②						-
	目標達成状況の分析	B: 活動・成果のいずれかを達成した。 <判断理由> 紛争調整委員会を開会することとなり、審査終了について通知出来ない案件があり審査終了率は目標値に及ばなかった。しかし紛争調整委員会での調整案を近隣住民及び事業者が受諾し、良好な関係を形成できた。					

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	27年度	28年度	29年度	B：施策の目標達成に貢献している。
	A	A	B	<判断理由> 紛争調整委員会を開催することとなったが、条例に基づく手続きを経て、事業主及び近隣住民が委員会の調整案を受諾し、良好な関係を形成できた。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	27年度	28年度	29年度	A：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	<判断理由> 主たる経費は人件費である。事業者等への周知をするための冊子を活用し、必要最低限の経費で事務事業を進めており、適正といえる。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	27年度	28年度	29年度	A：事業手法は工夫され、非常に効率的・効果的である。
	A	A	A	<判断理由> 事業主及び近隣住民との相互の問題解決に向けて、紛争の防止と調整を図っているため事業手法は適正である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	27年度	28年度	29年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 条例に基づき、中高層建築物等の建築をしようとする事業者に対し、近隣住民へ十分な計画の説明を求めることにより、紛争防止を図るものである。また、住民等の申請に基づく紛争調整委員会の開催も可能となっているため、受益・負担は適正な範囲といえる。

4. 平成29年度中に実施した見直し内容

見直し内容	なし
見直しの効果	

5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 平成31年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了 <input type="radio"/> 平成29年度で終了
	<判断理由> 中高層建築物等の建築に伴う紛争の防止と調整に寄与しているため、継続していく必要がある。
今後の取組方針	今後も中高層建築物等の建築に伴う良好な近隣関係の形成及び保持に努めていく。

事務事業名	7128 開発許可事務費													
担当組織	都市整備部						まちづくり推進課				担当	開発指導担当		
組織コード	H30	20	03	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	H30	01	08	04	01	07	01	記入日	平成30年06月06日
	H29	20	03	00		H29	01	08	04	01	07	01		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補	
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち									○ 対象	
分野	05	住宅									● 対象外	
施策	57	良好な住環境の形成										
事業期間	平成14年度～											
根拠法令 通達等	都市計画法・都市計画施行令・戸田市開発許可の基準に関する条例						関連計画 施政方針					
事業区分	<input checked="" type="radio"/> 法定受託事務 <input type="radio"/> 自治事務のうち義務的なもの <input type="radio"/> 自治事務のうち任意のもの											
対象	市および事業区域周辺の市民・利害関係者											
事業目的	建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行う区画形質の変更に対して必要最低限の公共施設の整備水準を保たせることを目的とする。											
事業内容	事業者の窓口相談をはじめとして、開発許可の基準に基づき公共施設を整備するよう指導を行う。											
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()											

2. 実施結果

事業内容	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
	執行額(千円)	予算額(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)
事業内容	開発許可事務	開発許可事務	開発許可事務	開発許可事務	開発許可事務
事業費	47	166	166	166	166
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0
	起債	0	0	0	0
	その他	47	166	166	166
	一般財源	0	0	0	0
人件費	5,241.72	7,379.79	7,379.79	7,379.79	7,379.79
投入人員	常勤職員	0.76人	1.07人	1.07人	1.07人
	非常勤職員	0.1人	0.05人	0.05人	0.05人
事業費+人件費	5,289	7,546	7,546	7,546	7,546

指標名	単位	説明・算定式	H28目標	H29目標	H30目標
			H28実績	H29実績	H30実績
活動① 開発許可申請件数	件		12	20	15
活動② 開発許可件数	件		26	19	—
成果① 開発許可適合率	件・%	開発許可通知件数/開発許可申請件数	100	100	100
成果② 開発許可面積	m ²	良質な宅地水準が確保された面積	15,000	16,000	18,000
			23,440	21,223	—

目標達成状況の分析

B：活動・成果のいずれかを達成した。
 <判断理由>
 開発に関する相談件数が減少したため、開発許可申請件数及び開発許可件数は目標値に及ばなかった。開発許可申請の際に、開発許可に関する基準を順守するよう助言、指導を実施することで、開発許可適合率は目標値を達成した。

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	27年度	28年度	29年度	B：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	<判断理由> 一定規模以上の開発行為について、良好な環境を有する市街地形成のため、必要な公共施設の整備を義務付けており、施策の目標達成に貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	27年度	28年度	29年度	A：経費の精査が十分になされている。
	A	A	A	<判断理由> 主たる経費は人件費である。開発許可手数料の歳入の範囲内で本業務を実施しており、適正といえる。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<判断理由> 都市計画法29条に基づく開発許可事務であり、基準に基づき事業者に必要な公共施設の整備を義務付けており、適正といえる。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	27年度	28年度	29年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 開発面積に応じた手数料を徴収し、基準に基づき事業者に必要な公共施設の整備を義務付けており、適正といえる。

4. 平成29年度中に実施した見直し内容

見直し内容	なし
見直しの効果	

5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 平成31年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了 <input type="radio"/> 平成29年度で終了
	<判断理由> 一定の規模以上の開発事業に対し、基準に基づき公共施設を整備するよう指導を行い、良好な住環境を確保するため継続していく必要がある。
今後の取組方針	適正な土地利用や良好な住環境を確保するため、引き続き適切な事務を行う。

事務事業名	7133 住環境整備事業													
担当組織	都市整備部					まちづくり推進課					担当	市街地整備担当		
組織コード	H30	20	03	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	H30	01	08	04	03	04	01	記入日	平成30年06月07日
	H29	20	03	00		H29	01	08	04	03	04	01		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ													実施計画候補
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち										● 対象 ○ 対象外	
分野	05	住宅											
施策	57	良好な住環境の形成											
事業期間	平成9年度～平成33年度												
根拠法令 通達等	住宅市街地総合整備事業制度要綱 国における重点密集市街地の公表地区（平成15年7月11日）					関連計画 施政方針							
事業区分	<input type="radio"/> 法定受託事務 <input type="radio"/> 自治事務のうち義務的なもの <input checked="" type="radio"/> 自治事務のうち任意のもの												
対象	地区住民等（住民、権利者など）												
事業目的	川岸地区は、平成15年度に国から「地震時等において大規模な火災の可能性があり、重点的に改善すべき密集市街地」（重点密集市街地）として公表されたため、地区住民等のご理解・ご協力のもと、大規模火災などの災害に強い安全な居住環境の整備を推進していく。												
事業内容	災害に強いまちづくりを推進するため、住宅市街地総合整備事業により、防災に資する道路や通り抜け広場等の整備を行うと共に、防災上危険な老朽建築物の除却や防火または準防火建築物への建替え・新築による不燃化・難燃化の促進を図っていく。												
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input checked="" type="checkbox"/> 協働・協力（広場管理団体）												

2. 実施結果

		平成29年度 執行額（千円）	平成30年度 予算額（千円）	平成31年度 計画額（千円）	平成32年度 計画額（千円）	平成33年度 計画額（千円）	
事業の 予算・実績	事業内容	物件等査、用地測量、土地鑑定	物件補償、小広場設計	土地買戻し、小広場整備工事、建物調査、土地鑑定評	物件移転補償、広場Cワークショップ、社資総事後評	建物調査、用地測量、土地鑑定評価、広場C実施設計	
	事業費	2,574	19,463	20,869	39,704	14,422	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	7,000	11,500	0
		県支出金	0	0	0	0	0
		起債	0	0	0	0	0
		その他	0	1	1	1	1
		一般財源	2,574	19,462	13,868	28,203	14,421
	人件費	6,414.21	6,828.03	6,828.03	6,828.03	6,828.03	
	投入 人員	常勤職員	0.93人	0.99人	0.99人	0.99人	0.99人
		非常勤職員	0.05人	0.05人	0.05人	0.05人	0.05人
事業費+人件費		8,988	26,291	27,697	46,532	21,250	

目標達成状況	指標名	単位	説明・算定式	H28目標 H28実績	H29目標 H29実績	H30目標 H30実績
	活動①	建築物の不燃化・難燃化の促進に係る周知啓発	回		1	2
活動②				2	2	—
成果①	不燃化・難燃化の建築件数	件		1	3	3
成果②				0	0	—

目標達成状況の分析	<p>B：活動・成果のいずれかを達成した。</p> <p><判断理由> 不燃化・難燃化の促進に係る周知啓発については、まちづくりニュースや消防設備の設置促進等に関するチラシを配布するなどし、目標を達成することができた。一方で不燃化・難燃化の建築件数は、地区内で建替え等が生じなかったことから目標を達成することができなかった。</p>
-----------	--

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	27年度	28年度	29年度	B：施策の目標達成に貢献している。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>密集市街地における良好な住環境の形成を図るため、防災に資する小広場整備用地の用地測量、建物調査積算、土地鑑定評価業務を実施した。また、地区内の建築物の不燃化・難燃化の促進を図るため、まちづくりニュースや消防設備の設置促進等に関するチラシの配布により、周知啓発を行った。</p>
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>防災に資する小広場整備のための各種業務は、専門的な技術、知識や資格が必要となることから、民間に委託しているが、地区住民等との交渉やまちづくりニュース等の原稿作成及び配布については、職員が対応しており、必要最低限の経費である。</p>
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>密集市街地における良好な住環境の形成を図るため、市は道路や通り抜け広場の整備に向けた取組みに関与し、一方で地区住民が耐火または準耐火建築物に建替え・新築することにより、不燃化・難燃化が促進され、防災安全性が大きく向上する。</p>
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	27年度	28年度	29年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>地区住民等と協働し、住宅市街地整備事業における整備計画を定め、市は道路や通り抜け広場の整備に向けた取組みに関与し、一方で地区住民が耐火または準耐火建築物に建替え・新築することにより、不燃化・難燃化が促進されることから、受益と負担のバランスが保たれている。</p>

4. 平成29年度中に実施した見直し内容

見直し内容	
見直しの効果	

5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 平成31年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了 <input type="radio"/> 平成29年度で終了
	<p><判断理由></p> <p>密集市街地における良好な住環境を実現するためには、市は道路や通り抜け広場の基盤整備に向けた取組みを継続する。</p> <p>地区住民等が耐火または準耐火建築物に建替え・新築することにより、不燃化・難燃化が促進されることから、今後も適切に周知啓発していく。</p>
今後の取組方針	<p>川岸地区について、平成30年度は防災に資する小広場整備のための設計を行い、平成31年度以降は小広場の整備工事や新たな通り抜け広場を整備するための取組みを進めていく。</p> <p>また、準防火地域に指定されている当地区内の防火または準耐火建築物への建替え・新築が促進されるよう、まちづくりニュース等を作成し、地区住民等に対して、適切に周知啓発していく。</p>

事務事業名	7589 優良建築物等整備事業													
担当組織	都市整備部					まちづくり推進課					担当	市街地整備担当		
組織コード	H30	20	03	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	H30	01	08	04	03	04	97	記入日	平成30年06月07日
	H29	20	03	00		H29	01	08	04	03	04	02		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補		
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち									○ 対象 ● 対象外		
分野	05	住宅											
施策	57	良好な住環境の形成											
事業期間	平成4年度～平成29年度												
根拠法令 通達等	優良建築物等整備事業制度要綱 戸田市優良建築物等整備事業費補助金交付要綱					関連計画 施政方針							
事業区分	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの												
対象	事業施行区域内の土地所有者等												
事業目的	民間の建築活動を適切に誘導し市街地の環境の整備改善に資する土地の共同化高度利用による良好な建築物の整備とともに、良好な都市型住宅の供給の促進を図るため、施行者に対し、当該事業に要する経費の一部を補助する。												
事業内容	補助金交付要綱に基づき施行者から申請があった場合に、審査等の手続きを経て補助金を交付する。												
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input checked="" type="checkbox"/> 協働・協力 (施行者)												

2. 実施結果

事業の 予算・実績			平成29年度 執行額(千円)	平成30年度 予算額(千円)	平成31年度 計画額(千円)	平成32年度 計画額(千円)	平成33年度 計画額(千円)	
	事業内容		補助金交付事務					
事業費			0	0	0	0	0	
財源内訳	国庫支出金		0	0	0	0	0	
	県支出金		0	0	0	0	0	
	起債		0	0	0	0	0	
	その他		0	0	0	0	0	
	一般財源		0	0	0	0	0	
人件費			0	0	0	0	0	
投入 人員	常勤職員		0人	0人	0人	0人	0人	
	非常勤職員		0人	0人	0人	0人	0人	
事業費+人件費			0	0	0	0	0	
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		H28目標 H28実績	H29目標 H29実績	H30目標 H30実績
	活動①	補助金交付申請件数		件		1 0	1 0	—
		活動②						—
	成果①	補助金交付の対象となる施行面積		m ²		1,000 0	1,000 0	—
		成果②						—
目標達成 状況 の分析		C: 活動・成果ともに達成できなかった。 <判断理由> 昨今の社会経済状況等により同事業に係る申請がなかった。						

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	27年度	28年度	29年度	D：施策の目標達成への貢献度は低い。
	B	D	D	<判断理由> 様々な形で行われる民間の建築活動を適切に誘導することにより、良好な住環境が形成されることから、施策の目標達成に貢献することになるが、平成29年度は申請が無かった。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 施行者に対し、事業費の一部を国費、県費及び市費で負担する事業であり、適正な範囲である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<判断理由> 施行者が主体となり、国の基準等により良好な住環境を形成する事業であり、適正な内容である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	27年度	28年度	29年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 補助金交付要綱等に基づき、施行者は一定の公開空地等を整備し、市街地環境の形成に寄与するものであり、適正な範囲である。

4. 平成29年度中に実施した見直し内容

見直し内容	
見直しの効果	

5. 今後の方針

事業の方向性	<input type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 平成31年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了 <input checked="" type="radio"/> 平成29年度で終了
	<判断理由> 良好な市街地環境の形成の一つの手法として有効性が高いが、社会経済状況等から共同化を行おうとする事業者が少なく、制度の積極的な活用が見込めない状況である。そのことから、今後は、単独の事務事業でなく、住環境整備事業の中で、整備手法の一つとして活用していく。
今後の取組方針	住環境整備事業の中で、整備手法の一つとして位置付け、制度の活用を図っていく。

事務事業名	21223 建築審査事務費													
担当組織	都市整備部				まちづくり推進課				担当	建築審査・住宅担当				
組織コード	H30	20	03	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	H30	01	08	05	02	01	01	記入日	平成30年06月04日
	H29	20	03	00		H29	01	08	05	02	01	01		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ											実施計画候補	
基本目標	05	快適で過ごしやすいまち									○ 対象 ● 対象外	
分野	05	住宅										
施策	57	良好な住環境の形成										
事業期間	平成17年度～											
根拠法令 通達等	建築基準法				関連計画 施政方針							
事業区分	○ 法定受託事務 ● 自治事務のうち義務的なもの ○ 自治事務のうち任意のもの											
対象	市民											
事業目的	建築の敷地、構造、設備及び用途に関して定めてある基準により、市民の生命、健康及び財産の保護を図り、公共の福祉の増進を目指す。											
事業内容	建築確認申請、許可申請、届出等の審査、検査及び建築相談並びに違反建築の是正指導、建築協定事務。											
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()											

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容		平成29年度 執行額(千円)	平成30年度 予算額(千円)	平成31年度 計画額(千円)	平成32年度 計画額(千円)	平成33年度 計画額(千円)	
	事業費		1,386	1,423	1,423	1,423	1,423	
	財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0	
		県支出金	14	12	12	12	12	
		起債	0	0	0	0	0	
		その他	519	716	716	716	716	
		一般財源	853	695	695	695	695	
	人件費		11,655.93	9,862.71	9,862.71	9,862.71	9,862.71	
	投入 人員	常勤職員	1.69人	1.43人	1.43人	1.43人	1.43人	
		非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人	
事業費+人件費		13,042	11,286	11,286	11,286	11,286		
目標達成 状況	指標名		単位	説明・算定式		H28目標 H28実績	H29目標 H29実績	H30目標 H30実績
	活動①	建築相談、私道相談	件	1年間の累計	1,300	1,300	1,300	
					1,311	1,638	-	
	成果①	各種申請件数	件	1年間の累計	300	300	300	
					353	390	-	
	成果②	適正処理件数率	%	適正に処理されている件数/相談及び申請件数	100	100	100	
100					100	-		
目標達成状況の分析		A：活動・成果ともに達成した。 <判断理由> 建築相談、私道相談及び各種申請件数共に目標を達成し、適正に処理している。						

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	27年度	28年度	29年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	<判断理由> 建築確認に関する事務、建築相談及び道路相談等を実施することにより、良好な住環境の形成に貢献している。
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<判断理由> 建築確認手数料等の収入があり、必要最低限の事務経費により事業を実施しているため、経費水準は適正である。
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	27年度	28年度	29年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<判断理由> 建築基準法等根拠法令に基づき業務を遂行している。そのため、法改正への対応や法の適切な運用をするための情報収集が必要不可欠である。
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	27年度	28年度	29年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	A	B	B	<判断理由> 建築確認申請手数料額については、国の基準に基づき算定することから、県及び県内他市と同水準であるため、受益・負担の公平性は保たれている。

4. 平成29年度中に実施した見直し内容

見直し内容	建築基準法の取扱い基準として、小規模な倉庫を建築物と扱わない基準等を追加した。
見直しの効果	建築基準法の取扱い基準を追加したことで事務の効率化・省力化を図ることができた。

5. 今後の方針

事業の方向性	<input checked="" type="radio"/> 1 現状で継続 <input type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 平成31年度で終了 <input type="radio"/> 平成30年度で終了 <input type="radio"/> 平成29年度で終了
	<判断理由> 今後もスムーズな窓口対応をするため、関係法令の解釈について引続き研鑽を行なう。 法改正及び新法制定時には、条例、規則の制定及び改正を速やかに行う等適切な対応をする。
今後の取組方針	本市が限定特定行政庁の立場を維持するためには建築主事を置く必要があるが、その資格である建築基準適合判定資格者が現在2名しかいない状況であるため、人員配置等に支障をきたすことから、新たな資格者を輩出するため必要な支援を行う。